

新潟大学大学院博士課程奨学金 申請に必要な証明書類一覧 【令和8年10月進学者用】

1 全員が必ず提出する書類

名称	発行場所
所得証明書 ※コピー可	令和8年1月1日時点で住民票のある市区町村役場

【注意事項】

- 申請者本人の令和7年分の収入・所得が証明されているものを提出してください。
- 定職収入のある配偶者がいる場合は、配偶者の分の証明書（令和7年分）も必要です。
- 所得が「0円」でも、「0円であること」を確認する必要がありますので、必ず提出願います。
- 収入及び所得金額が印字されているものを提出してください。
- 市町村によって、「課税証明書」や「市・県民税所得証明書」等、書類の名称が異なる場合があります。
- 住民票のある市区町村役場で発行されない場合は、現在住んでいる市区町村役場にご相談ください。

2 該当する場合にのみ提出する書類

以下の内容を参考に必要書類を確認し、提出してください。

<定職・アルバイト等の収入について>

ケース別		必要書類
令和7年1月1日以前から勤務・アルバイトを開始し、	申請日現在も継続している。または令和7年12月末までに退職した。→Aへ	A 上記1の所得証明書のみ必要。ただし、所得証明書に収入金額の記載がない場合は、源泉徴収票、給与支払（見込）証明書または3ヶ月分以上の給与明細・通帳のコピー等のうち、令和7年分の受給額が確認できる書類を追加提出すること。
	令和8年1月2日以降から申請日までの間に退職した。→Bへ	
令和7年1月2日以降に勤務・アルバイトを開始し、	令和7年12月末までに退職した。→Aへ	B 上記1の所得証明書の他に、給与支払（見込）証明書または3ヶ月分以上の給与明細・通帳のコピー等のうち、令和8年の収入見込額または受給状況が確認できる書類、もしくは退職したことがわかる書類を提出すること。
	令和8年1月以降から申請日までの間に退職した。または申請日現在も継続している。→Bへ	

※ 2つ以上の勤務先に勤めている場合は、勤務先ごとに収入に関する証明書が必要です。

※ アルバイトには、短期・単発のアルバイトも含まれます。

※ 定職を辞した場合は、令和8年分の源泉徴収票や退職証明書等を必ず提出してください。アルバイトを辞めた場合は、何月に離職したかを申請時に申告してください。

<奨学金について>

ケース別		必要書類
奨学金を受給している（していた）。	日本学生支援機構が実施する奨学金である。→C	C 証明書類は不要。
	日本学生支援機構以外が実施する奨学金である。→D	D 奨学生証や奨学金決定通知等、その奨学金の金額や受給期間が確認できる書類の写しを提出すること。